

○枚方市防災会議条例施行規則

昭和59年8月1日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市防災会議条例(昭和39年枚方市条例第35号)第67条の規定に基づき、枚方市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、会議を招集し、その議長となる。

2 会議を招集する場合は、委員に対し、招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(定足数等)

第3条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 委員がやむを得ず会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出て、代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

(表決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は、緊急を要する場合には、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。

(1) 枚方市地域防災計画の実施を推進すること。

~~(2) 災害に関する情報を収集すること。~~

~~(3)(2)~~ 災害が発生した場合における~~応急対策及び~~災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

~~(4)(3)~~ 関係各行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

~~(5) 枚方市災害対策本部の設置及び連絡に関すること。~~

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事会)

~~第6条 会議の所掌事務について委員を補佐するため、幹事会を置くことがある。~~

~~2 幹事会は、委員の属する機関の職員のうちから会長が委嘱し、又は任命する幹事をもつて組織する。~~

~~3 幹事会は、会長の命を受けて、次の事務を処理する。~~

~~(1) 枚方市防災計画案及び枚方市防災計画の修正案の作成に関すること。~~

~~(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項~~

(公印)

第76条 会長の公印を次のように定める。

(1) 印影

◆イメージ有り◆

(2) 書体 てん書

(3) 寸法 24ミリメートル平方

(4) 印材 つげ

(補則)

第87条 この規則に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。